

# 知っておきたい

## 祭祀承継者の役割とは？

お墓や仏壇などの祭祀財産を継ぐ祭祀承継者。誰がなるのが最適で、どんな役割があるのでしょうか。

### お墓は誰が継ぐのが最適？

かつては直系の長男だから、という理由で自動的に祭祀承継者が決まる場合が多かったのですが、家族の分散が進み、とくに都市部ではお寺との付き合いも薄れた現代、誰が継ぐかが問題になるケースがあります。

民法では「慣習に従って」となっているものの、直系の長男がいない場合や、長男がいても未婚で子どもがいないなどのケースもあり、スムーズに決まらないこともしばしばです。親が生前に承継者を指定することもありますが、指定がなければ家族や地域の慣習にならない、それでも決まらなければ、家庭裁判所に調停または審判を申し立て、裁判所が決定することになります。

普通の財産なら法定相続人で分け

ることになりますが、この祭祀承継者は一人だけが継ぐ決まりです。そして、引き継いだ祭祀財産（右下表参照）は非課税となります。

### 承継の手続きをお忘れなく

祭祀承継者になったら、まずしなくてはならないのが墓地管理者への届け出です。



### 祭祀財産とは？

相続財産と違い、一人だけが承継します。

- ①系譜（系図など）
- ②祭具（仏壇・仏具、神棚など）  
日々の管理・維持、祖先の供養も。
- ③墳墓（墓地・墓石など）  
墓地・霊園の管理料の支払い、使用契約の遵守義務。



お墓が境内墓地なら、菩提寺で名義書き換えなどの手続きをすると同時に、檀家としての立場も引き継ぐ旨を伝えます。一度住職に直接面会して打ち合わせするのがおすすめです。前、前の承継者の納骨の際に行うことが多いようです。

霊園などの場合も、霊園の管理者に届け出、名義書き換えをする必要があります。稀ですが、お墓が承継者の所有地にある場合は土地の相続登記が必要になりますので、司法書士に相談するとよいでしょう。

### 祭祀承継者の役割は？

さて、祭祀承継者になったら、墓や仏壇を守る立場として、家族や親

族の葬儀や法事などを取り仕切ることとなります。菩提寺や葬儀会社と相談しながら詳細を決めればよいでしょう。しかし、霊園などに墓がある場合はこの限りではありません。何らかの事情により「七回忌はパスしたい」と思ったら、そうしても構いません。

また最近では、お寺との付き合いを負担に感じたり、仏事そのものに関心のなかつたりする人が承継者になることもあり、そんな場合に浮上るのが仏壇じまいや墓じまい。本来なら承継者の一存で決めても問題ないはずですが、後で親族ともめることもままあります。お寺や親族と十分話し合っ、お互いに納得できる結論を導き出しましょう。